

## 広島県告示第五百六十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八條第七項の規定によつて、平成十九年広島県告示第五十九号及び第六十号で設定した次の鳥獣保護区の存続期間を更新し、平成二十九年十一月一日から施行する。

平成二十九年十月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 更新する鳥獣保護区

沼田川鳥獣保護区、大浜崎鳥獣保護区、灰塚鳥獣保護区

### 二 一のうち区域表示を変更して更新する鳥獣保護区

#### 1 大浜崎鳥獣保護区

尾道市因島大浜町地内の一般国道三一七号と大浜崎公園入口との交点を起点として、同所から同国道を北方に進み市道深谷沿川線交点に至り、同所から同市道を東方に進み海岸線に至り、同所から海岸線を南方に進み起点に至る線に囲まれた区域

#### 2 灰塚鳥獣保護区

三次市三良坂町地内の市道萩原線と市道長沢線との交点を起点として、同所から市道萩原線を東方に進み市道反谷線との交点に至り、同所から市道反谷線を北東方に進み市道萩原線との交点に至り、同所から市道萩原線を南方に進み市道湯谷線との交点に至り、同所から市道湯谷線を北東方に進み市道大谷川線との交点に至り、同所から市道湯谷線を南方に進み市道倉谷線との交点に至り、同所から市道倉谷線を西方に進み市道倉谷線との交点に至り、同所から市道室谷枯木線との交点に至り、同所から市道室谷枯木線と西方に進み市道木屋谷筋線との交点に至り、同所から市道木屋谷筋線を東南方に進み市道祇園線との交点に至り、同所から市道祇園線を北西方に進み市道室谷枯木線との交点に至り、同所から市道室谷枯木線を西方に進み市道倉谷線との交点に至り、同所から市道倉谷線を南西方に進み主要地方道三良坂総領線との交点に至り、同所から同主要地方道を南西方に進み里道との交点に至り、同所から同里道を南東方に進み千束池の堰堤の交点に至り、同所から同堰堤を南方に進み普通河川千束川に至り、同所から同普通河川を西方に進み一般県道梶田三良坂線との交点に至り、同所から同一般県道を南東に進み市道矢田三田戸線との交点に至り、同所から市道矢田三田戸線を南西方に進み主要地方道三良坂総領線との交点に至り、同所から同主要地方道を西方に進み林道棗原線との交点に至り、同所から同林道を北東方に進み市道暮石線との交点に至り、同所から市道暮石線を北東方に進み市道萩原線との交点に至り、同所から市道萩原線を西方に進み灰塚ダムの洪水時最高水位との交点に至り、同所から同最高水位を南西方に進み市道長沢線

との交点に至り、同所から市道長沢線を北方に進み起点に至る線に囲まれた区域  
三 存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで